

東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針

29 総行革行第 754 号

平成 30 年 3 月 26 日

改正 2 総行革行第 530 号

令和 3 年 3 月 18 日

第 1 本指針について

1 本指針の位置付け

本指針は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の中期目標の策定に関する指針である。都が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の中期目標は、本指針に基づき策定するものとする。

2 本指針の基本的な考え方

- （1）中期目標は、法人の業務運営の方向性を決定するとともに、その業務の実績についての評価基準となることから、その策定は極めて重要である。
- （2）都の政策の体系（以下「政策体系」という。）の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした上で、都の政策目的を実現するためにどのような目標を定めることが適切かという観点から、十分に検討する。
- （3）都の計画、方針等において、法人が取り組むべきとされた事項を反映させるとともに、法人の業務等に係る議会審議並びに法人及び都が実施する監査等の指摘事項等を踏まえ、目標を策定する。
- （4）各法人に対する社会的要請を踏まえ、目標が必要性や妥当性を有しているかどうか、目標が法人の効果的かつ効率的な業務運営に資するものであるかどうか等の観点から検討を行う。
- （5）目標の具体性、客観性、的確性、明確性及び統一性を確保するとともに、法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定する。
- （6）知事による目標策定と評価に基づく PDCA サイクルを十分に機能させるという制度の趣旨を踏まえ、中期目標の策定及び変更にあたっては、法第 30 条第 1 項に定める業務及び組織の全般にわたる検討の結果（知事による検討のほか、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による意見等を含む。）、法人の業務実績評価及び法人に対する監査等の結果を反映させる。
- （7）中期目標の策定及び変更に際しては、法人と十分に意思疎通を図るものとする。

第 2 中期目標策定の基本的な考え方について

1 都の政策体系との関係について

- （1）知事が、法人に対し、政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（以下「ミッ

ション」という。)を与える。その際、法人と十分に意思疎通を図り、法人のミッションを両者が共有することが重要である。

- (2) このため、中期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった全体を総括する章を設け、当該目標の期間における政策体系上の法人の位置付け、法人のミッション、都の政策等の背景となる都民生活や社会経済の状況、過去の法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

2 中期目標の項目の設定について

- (1) 法第 25 条第 2 項第 2 号「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては、以下に基づき項目を設定する。

ア 法人理事長による自律的な P D C A サイクルを設定し、法人内部のマネジメントの実効性を向上させるよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

イ 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、中期目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人理事長から、法人の資源配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

ウ ただし、イによっては 3 (1) ア (ウ) の①から④までに対応できない場合（定量化できない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

- (2) 法第 25 条第 2 項第 3 号「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」においては、(1) における項目設定の考え方に準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じて設定する。

例えば、「業務運営の改善及び効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設又は事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

- (3) 中期目標を設定した項目を基準として評価単位を設定し、評価を実施する。

なお、法第 28 条第 1 項第 3 号に定める中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を、次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

3 中期目標の立て方について

- (1) 「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては、以下に基づき目標を立てる。

ア 都民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、都民に対し、(ア)「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」、(イ)「いつまでに」、(ウ)「何について、どのような水準を実現するのか」等について、次の視点に基づき、分かりやすく示さなければならない。

(ア)「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について

中期目標を定める根拠となる都の計画、方針、都の政策体系及びその背景となる都民生活や社会経済の状況等について記載する。

また、法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、中期目標に基づき法人が業務を行う必要性について記載する。

(イ)「いつまでに」について

中期目標の期間内の一定の時期に達成を求める目標については、その達成時期について記載する。

(ウ)「何について、どのような水準を実現するのか」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、現状を明確にした上で、どのサービスをどのように向上させるのかについて定める。

① 具体的、客観的、的確かつ明確であること。

法人のミッションに基づいた適切な業務運営が行われるとともに、知事が法人に求める内容について都民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

② できる限り定量的であること。

業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。

やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連する定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。

なお、指標については、その測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、業務の特性に応じた適切な設定に留意する。

③ できる限りアウトカムに着目した目標を定めること。

目標の達成状況を都民に分かりやすく示す必要性、都民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性、法人理事長による自律的なPDCAサイクルを機能させる必要性等から、できる限りアウトプットではなく、アウトカムに着目した目標を定める。

(注)「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であり、法人の直接的な活動の結果（法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果又は効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、法人の活動の結果、都民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

④ 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと。

目標水準については、都の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

このため、法人の業務の実績、他自治体の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った根拠及び考え方についても具体的かつ明確に記載する。

イ 目標達成による効果と要した費用を、費用対効果の観点から検証できるように目標を設定し、都民への説明に資するものとする。

(2)「業務運営の改善及び効率化に関する事項」においては、以下に基づき目標を立てる。

ア 各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人の特性、事業等の内容に応じて適切な目標を策定する。その際、2(2)のとおり、施設又は事業部の単位で目標を策定することも可能である。

イ 原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連する定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

ウ 業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による^{すう}趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

エ 以上の考え方に基づき、法人の業務量の増減も踏まえ、組織体制の見直しや調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定める。さらに、当該取組によって削減等がなされる経費等（一般管理費や事務経費）についても、目標を定める。

なお、業務量が増加したことだけをもって経費の増加につなげるものがないよう留意する。

(3)「財務内容の改善に関する事項」においては、以下に基づき目標を立てる。

ア 原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連する定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

イ 法人の財務情報を分析する等により財務内容の改善が必要な事項を明らかにした上で、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による^{すう}趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

ウ 収益性のある業務を遂行する法人については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等について具体的かつ明確に定める。

(4)「その他業務運営に関する重要事項」においては、以下に基づき目標を立てる。

ア 内部統制については、業務方法書に定める事項が基本となるが、法人理事長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、その充実・強化を行うことが重要であることから、当該中期目標期間における具体的な取組がある場合には、法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。

イ その他、法人の業務運営や法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

4 評価委員会の意見聴取における留意点について

中期目標の項目及び達成すべき指標の水準について、都の政策との関連性、社会経済状況の反映、国や他自治体、民間等の類似機関との比較等により、客観性及び的確性のある目標として設定されているか評価委員会において十分に検証されるよう、適切な説明を行う。

5 中期目標と中期計画及び年度計画との関係について

中期計画及び年度計画には、法人が自主性・自律性を持って業務を遂行し中期目標を達成するための具体的手段等（中期目標を達成するためのより具体的かつ定量的な目標、具体的手段、スケジュール等）を盛り込む。中期目標を策定するに当たっては、中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する。

第3 公立大学法人に関する特例について

1 本指針の運用に当たって配慮すべき事項

公立大学法人については、法第 69 条及び第 78 条に大学における教育研究の特性への配慮や中期目標の特例が規定されていることを踏まえて本指針を運用する。特に、法第 25 条第 2 項第 2 号「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」が、大学の教育研究等の質の向上に関する目標として設定されることから、当該事項に係る本指針の運用に当たっては、大学における教育研究の特性に十分配慮するものとする。

2 中期目標策定の基本的な考え方について

前項の趣旨を踏まえ、公立大学法人については、本指針第 2 の 1 に掲げる内容を次の内容に読み替え、適切な中期目標を策定する。

(1) 公立大学法人における教育研究活動を更に発展させ、社会や都民の期待に応えて、都が設立した公立大学法人としての役割を果たしていくためには、その取組の方向性

を明確に示すことで、どのように社会の期待に応え得るのかを示し、理解を得ていくことが重要である。

- (2) このため、冒頭に全体を総括する章を設け、都が設立した公立大学法人としての基本的な目標や、それに基づき当該中期目標の期間において特に重視する事項についての明確な目標を定め、法人が設置する各高等教育機関の強み、特色を明示することが求められる。

第4 その他留意すべき事項について

1 中期目標策定のスケジュールについて

法人の業務実績評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果を適切に反映させた上で、あらかじめ評価委員会から意見聴取を行った中期目標を策定しなければならない。

このため、以下のスケジュールを参考にし、法人が中期計画の作成に要する期間にも配慮して、適切なスケジュールを定めるものとする。

(1) 次期中期目標案の作成

見込評価案並びに業務及び組織の全般にわたる検討案と併せて次期中期目標案を作成し、8月下旬を目途に評価委員会からの意見聴取を完了する。

なお、評価委員会からの意見聴取の前に、総務局総務部グループ経営戦略課行政管理担当に報告する。

(2) 次期中期目標の策定

東京都議会第3回定例会での議決を経て決定し、10月下旬を目途に知事が法人に指示する。

中期目標の変更については、上記に準じ、変更する期日の2～3か月前に案を作成し、評価委員会からの意見聴取を行う。

2 本指針の見直しについて

中期目標の策定状況や法人に関する都の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定と評価に基づくPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人のマネジメントの実効性をより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。

3 本指針の適用について

令和3年4月1日以降に策定される中期目標から適用する。